資 料 5

H26.10.23

第三次一括法に係る条例の制定について

条例制定の背景、条例案の概要等について

≪条例案≫

① 鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(要支援者を対象とした事業所の運営や人員等について定めるもの)

② 鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例*(地域包括支援センターの専門職等の配置について定めるもの)*

1 条例制定の背景

平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、これまで国が定めていた指定介護予防支援等に関する基準及び地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準について、地域の実情に合わせ、市町村の条例で定めることとされました。

これにより、国の基準を踏まえ、これらの基準を条例で定めるものです。

2 基準を定める条例案、国の基準及び根拠法令

鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）

◆概要

① 指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援事業所に置く従業者の人数、介護予防支援等の事業の運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

② 指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の資格要件（法人格の有無）に関する基準を定めるもの。

◆国の基準

① 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

② 施行規則第140条の34の2

◆根拠法令

① 法第59条第1項及び第2項、第115条の22第2項及び第3項並びに第115条の24第1項、第2項及び第3項

② 法第115条の22第2項及び第3項

参考

◆介護予防支援とは

要支援1又は2に認定されている方（以下「要支援認定者」といいます。）が介護保険のサービスを利用する当たり、地域包括支援センターがその要支援認定者の心身の状況等を勘案し、介護予防サービス計画を作成し、介護予防サービスを提供するとともに、適切な介護予防サービス

の提供が確保されるようサービス事業者等の関係機関と連絡調整を行うことをいいます。

◆指定介護予防支援等とは

「指定介護予防支援」及び「基準該当介護予防支援」をいいます。

「指定介護予防支援」とは、本市に居住する要支援認定者に対し、本市の地域包括支援センターが介護予防支援を行うことをいいます。

「基準該当介護予防支援」とは、市外に居住し、又は市外の施設に入所する要支援認定者に対し、その居住地又はその施設の所在地の市町村の地域包括支援センターが介護予防支援を行うことをいいます。

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案）

◆概要

地域包括支援センターにおける包括的支援業務の実施に関する基準として、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の人数並びにこれら以外の事項（基本方針等）に係る基準を定めるもの。

◆国の基準

施行規則第 140 条の 66

◆根拠法令

法第 115 条の 46 第４項及び第５項

参考

◆地域包括支援センターとは

包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設をいいます。

◆包括的支援事業とは

次の①から④までの事業をいいます。

① 介護予防ケアマネジメント事業（介護予防のためのケアプランの作成、介護予防プログラムへの参加の促進等）

② 総合相談支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）

③ 権利擁護事業（虐待の防止、虐待の早期発見等）

④ 包括的・継続的マネジメント支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

（注）

「法」：介護保険法（平成９年法律第 123 号）

「施行規則」：介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

３　条例で定める基準の分類

条例で定める上記２の基準は、各条文の内容によって、次の２つに分類され、それぞれの基準で許容される範囲内で条例に定めるものとされています。

基準	法的効果	異なるものを定める許容程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
	条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない	
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
	条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	

４　条例制定に関する本市の考え方

（１）　従うべき基準については、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準どおり定めます。

（２）　参酌すべき基準については、現行の国の基準に則り、これまで各事業者が適正に事業運営されていることから、一部を除き、国の基準どおり定めます。

５　条例案に独自に設ける基準

《独自基準案》　記録の保存期間

◆鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）

サービスの提供に係る記録の保存期間について、基準省令（※）第 28 条第２項では完結の日から２年間でありますが、事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合には、当該事業者に対して介護給付費の返還請求をすることとなり、当該返還請求権の消滅時効は、地方自治法に基づき５年間であることから、当該記録の保存についても５年間とします。

（※）　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）

６　経過措置

この条例の施行に関し、必要な経過措置を講じます。

７　関係法令

鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）関係

《介護保険法（平成９年法律第 123 号）》

（特例介護予防サービス計画費の支給）

第 59 条　市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

一　居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第 115 条の 24 第１項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第２項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二・三　略

２　市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

３～５　略

（指定介護予防支援事業者の指定）

第 115 条の 22　略

２　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 58 条第１項の指定をしてはならない。

一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第 115 条の 24 第１項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三～九　略

３　市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

４　略

（指定介護予防支援の事業の基準）

第 115 条の 24　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

２　前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

３　市町村が前２項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定め

る基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

４～６　略

《介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）》

（法第 115 条の 22 第３項の厚生労働省令で定める基準）

第 140 条の 34 の２　法第 115 条の 22 第３項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

※　厚生労働省令については、別添資料「鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定に関する考え方」を参照してください。

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案）関係

《介護保険法（平成９年法律第 123 号）》

（地域包括支援センター）

第 115 条の 46　略

２・３　略

４　地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

５　市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

６～９（略）

《介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）》

（法第 115 条の 46 第５項の厚生労働省令で定める基準）

第 140 条の 66　法第 115 条の 46 第５項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　法第 115 条の 46 第４項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　次のイ及びロに掲げる基準

イ　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３千人以上６千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

（１）　保健師その他これに準ずる者　１人

（２）　社会福祉士その他これに準ずる者　１人

（３）　主任介護支援専門員（第 140 条の 68 第１項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者　１人

ロ　イの規定にかかわらず、次の（１）から（３）までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

（１）　第１号被保険者の数がおおむね３千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合

（２）　市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第２条第２項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第１項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第 22 条第３項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第１号被保険者若しくは第２号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。（３）及び次号ロにおいて同じ。）において認められた場合

（３）　市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第１号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	イの（１）から（３）までに掲げる者のうちから１人又は２人
おおむね千人以上二千人未満	イの（１）から（３）までに掲げる者のうちから２人（うち１人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のイの（１）に掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤のイの（２）又は（３）に掲げる者のいずれか１人

二　法第 115 条の 46 第４項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　次のイ及びロに掲げる基準

イ　地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第２項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

ロ　地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。